
平成27年 第3回 (定例) う き は 市 議 会 会 議 録 (第4日)

平成27年9月14日 (月曜日)

議事日程 (第4号)

平成27年9月14日 午前9時00分開議

日程第1 追加議案上程 (議案第76号1件)

日程第2 市長の提案理由説明

日程第3 議案第76号 損害賠償の額を定め和解することについて

本日の会議に付した事件

日程第1 追加議案上程 (議案第76号1件)

日程第2 市長の提案理由説明

日程第3 議案第76号 損害賠償の額を定め和解することについて

出席議員 (15名)

1番 岩淵 和明君	2番 鍮水 英一君
3番 熊懷 和明君	4番 中野 義信君
5番 佐藤 湛陽君	6番 上野 恭子君
7番 江藤 芳光君	8番 藤田 光彦君
9番 伊藤 善康君	10番 諫山 茂樹君
11番 櫛川 正男君	12番 大越 秀男君
13番 三園三次郎君	14番 高山 敏枝君
15番 岩佐 達郎君	

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局 長 熊懷 洋一君	記録係長 浦 聖子君
記録係 伊藤 諒平君	

説明のため出席した者の職氏名

市長	高木 典雄君	副市長	吉岡 慎一君
教育長	麻生 秀喜君	市長公室長	高木 勲美君
総務課長	石井 好貴君	会計管理者	田辺 敏文君
市民協働推進課長	楠原 康成君	企画財政課長	金子 好治君
税務課長	宇野 弘君	徴収対策室長	段野 弘美君
市民生活課長	重富 孝治君	生涯学習課長	安元 正徳君
保健課長	増岡 寿君	福祉事務所長	秦 克之君
住環境建設課長	高瀬 智君	農林振興課長	熊谷 泰次君
うきはブランド推進課長			野鶴 修君
水資源対策室長	高木新一郎君	学校教育課長	内藤 一成君
浮羽市民課長	清原 隆之君	自動車学校長	今村 一朗君
総務法制係長	大石 恵二君		

午前9時00分開議

○事務局長（熊懐 洋一君） 起立、礼。着席。

○議長（岩佐 達郎君） それでは、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 追加議案上程

○議長（岩佐 達郎君） 日程第1、追加議案の上程を行います。

議案第76号1件を上程します。

日程第2. 市長の提案理由説明

○議長（岩佐 達郎君） 日程第2、市長の提案理由の説明を求めます。高木市長。

○市長（高木 典雄君） おはようございます。本日、追加提案いたします議案は、その他の案件1件でございます。

議案第76号損害賠償の額を定め和解することについてであります。

交通事故に係る損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、追加提案しております議案の概要につきまして御説明を申し上げましたが、具体的な内

容につきましては、議題とされた際に、改めて担当課長より御説明をいたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

この議案は、市政執行上緊要なものでございますので、御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

日程第 3. 議案第 7 6 号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第 3、議案第 7 6 号損害賠償の額を定め和解することについてを議題とします。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） 追加の議案書でございますが、1 ページをお開きください。

議案第 7 6 号損害賠償の額を定め和解することについて。

下記のとおり損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号の規定により、議会の議決を求める。平成 2 7 年 9 月 1 4 日提出。うきは市長高木典雄。

記。

- 1、損害賠償の額 8 6 2 万 1, 5 2 2 円。
- 2、和解の相手方、住所、●●●●●●●●●●●●●●●●●●。氏名、●●●●●。
- 3、和解の内容の要旨。

(1) 本件事故による損害賠償金として、本市は相手方に対して 8 6 2 万 1, 5 2 2 円を支払うものとし、相手方は当該損害賠償金のほか本市に対して請求しない。

(2) 今後、本件事故に関し、双方とも異議の申し立て、訴訟は一切行わない。

続いて、お配りしております説明資料を参照願います。右肩に資料と記載している A 4 一枚物でございます。基本的に朗読をさせていただきます。

損害賠償の額を定め和解することについて。

議案第 7 6 号。

1、事故発生概要。

(1) 発生日時、平成 2 6 年 5 月 1 日木曜日、午後 3 時 1 0 分ごろ。

(2) 発生場所、うきは市吉井町新治 3 1 6 番地先路上。

(3) 事故概要、訪問先に出向くため保健課の職員の運転する公用車が交差点より優先道路に出て左折する際、発進直後に左側から走行してきた自転車と接触し、相手側を負傷させた。

(4) この相手側、住所、先ほど朗読しましたので省略します。

2、損害状況。

- (1) 相手方、物的損害、自転車損壊、人的損害あり。
- (2) 市側、物的損害、公用車フロントバンパー等破損、人的損害なし。
- (3) 過失割合、市側の過失9割、相手側の過失1割。
- (4) 損害賠償の額862万1,522円。内訳はそこに記載しておるとおりです。

ちょっと補足ですけれども、追加ですけれども、事故発生概要の1番ですが、発生場所、(2)のところ。西別館西側道路からバイパスに出るところでございます。左側の確認不十分で自転車が接触し、事故を起こしたものでございます。

それから、損害状況のところ追加説明です。

(1) 相手方の人的損害のところですけども、具体的には、傷病名として右頸骨近位端骨折。具体的には、すねの太いほうの骨の膝に近い部分の骨折。それから各部の捻挫、打撲、擦過傷と把握しております。入院等でございますが、入院はございません。通院は、事故の日から最終通院日の平成27年2月12日の間に48回通院されておられます。なお、現在も膝に痛みが残っているということでございます。

また、損害賠償金につきましては、全額保険での対応となっていることを申し添えさせていただきます。

以上です。

○議長(岩佐 達郎君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。7番、江藤議員。

○議員(7番 江藤 芳光君) まずは、質疑の前に確認をさせていただきたいと思います。

この議案と、今、説明のありました資料では、多額の損害賠償とする、いわゆる逸失利益の妥当性は審査ができる内容ではないというふうに思いますので、確認させていただきます。

今、説明がありましたように、住所氏名は個人が識別できる表示はございますが、肝心の逸失利益の算定基礎となる年齢、職業、基礎年収、家族構成と逸失補償の期間等々が記されておられません。ぜひ、お願いも含めて、やはり提案いただくには一定の算定ができる、審査ができる資料は事前に配布すべきではないかという思いがいたしますので、まず、その点についてお尋ねをすると同時に、今、申し上げました当該相手方の年齢、職業、基礎年収、家族構成、それから逸失補償の期間について、まずは伺いたいと思います。確認とお伺い、よろしくお願ひします。

○議長(岩佐 達郎君) 総務課長。

○総務課長(石井 好貴君) 1点と理解しておりますが、御質問いただきました。逸失利益等の積算基礎が不明だという御指摘と理解しております。

今回、ここに書いておりますように、説明書にありますように、逸失利益等約738万円とい

うことで多額になっております。この内訳等でございますが、この逸失利益等には障害等の慰謝料約291万円と逸失利益447万円の合計となっております。

逸失利益の計算方法としましては、御本人の月給を基本に60歳までの期間と障害の程度により決まってくる労働能力喪失率等を用いて計算された金額に過失割合を掛けて447万円を算出していると保険会社から報告を受けております。御本人が48歳と年齢も若いこともあり、計算期間が60歳までの12年となりますので、この金額になったものと理解しております。それから、家族構成等については、直接、今回の逸失利益の算出には関係しておりませんので、ここでの報告は御容赦いただきたいと思います。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 今、初めて聞きましたので、今、聞いた中でこれは妥当性があるかどうかというのは、どの議員も判断しづらいだろうというか、判断できないというふうに思います。

それで、最初申し上げましたとおり、これは私、5年間議員してますけど初めての事案です、これだけ大きい金額はですね。これが議案として、またここに添付資料として議会に開示できる限界というのがどういうことなのか。今、ここに出してる内容でしか開示できないのか。申し上げたとおり、逸失利益の算定基礎というものがないと、なかなか私たちはその妥当性が判断できません。

もう一つは、この件についても当然この議会の関係で守秘義務が課せられていると思いますので、その辺も含めて、今後もあり得るというふうに思いますので、やはりここまでしか情報開示はできないのか。追加議案として出てきて、やはり当然そこ、質問がなされるだろうというふうに思いますので、今聞いて、算定の862万1,000円というのが妥当なのかどうかというのは、私たちは判断できません。そういう意味で今後、今回はもう、こういうことでありますが、それを追求する思いもありませんが、今後の議案として、そこまで情報開示をきちっとしていただくということが1つ。それから、守秘義務というのがどこまで私たちに課せられるのか。この2点について答弁をいただきたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） 明確な回答にならないかもしれませんが、今後、検討すべきことだと思っております。

相手方の氏名等の個人情報、今回、住所氏名を書かせていただいております。議案に掲載することについて、個人情報の取り扱いになりますが、近隣市の状況を確認しました。ですが、団体によってまちまちです。よって、今回は従前のおりの対応とさせていただきます。

しかしながら、議員も言われるところだと思いますが、昨今の個人情報取り扱いの厳格化の流れを考えますと、取り扱いも変わってくるのではないかと考えられます。ある団体では、氏名を出さずに議案を掲載しているところもあります。今後とも県や他団体の情報収集に努め、不適切な対応とならないように努めてまいりたいと思います。なお、今回の議案中に掲載しております個人情報等につきましては、守秘義務といいますか、取り扱いに注意していただきますように、議員の皆様方、職員も当然ですけれども、よろしく願いいたします。

あと、どれだけ議案の審議に際して情報提供できるのか。例えば、今回の案件につきましては、個人の月給をベースに逸失利益等計算されております。月給幾らというのは、私たちは把握しておりますが、それをこの場で氏名とともにセットで出すのが妥当なのか、それも含めて、今後、検討させてください。個人情報の取り扱いを念頭に置きながら検討させていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第76号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第76号は可決することに決しました。

○議長（岩佐 達郎君） 以上で本日の議事日程は終了しました。ここで、市民協働推進課長より発言の申し出がっておりますので、これを許可します。市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（楠原 康成君） おはようございます。9月8日の本会議におきまして、補正予算の説明をさせていただいておりましたけれども、その中に誤りがありましたので、訂正を

お願いいたします。

補正予算書 26 ページ、2 款 1 項 1 4 目地域コミュニティ推進費、1 7 節公有財産購入費 3 0 0 万円の説明の中で、購入予定地の合計面積を 1, 0 1 2. 3 8 平方メートルと報告をしておりましたが、正しくは 9 2 2. 3 8 平方メートルでしたので、訂正をお願いいたします。申しわけありませんでした。

○議長（岩佐 達郎君） それでは、本日はこれで散会します。

○事務局長（熊懐 洋一君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午前 9 時 14 分散会
